

「歯科専門職の資質向上検討会」設置要綱

1. 目的

多様化するライフスタイル、長寿命化、医療技術の進展により、基礎疾患を有する高齢者の歯科診療の受診機会の増加や在宅歯科診療のニーズの増加など、国民の求める歯科医療サービスも高度化・多様化している。また、QOL の向上の観点からも、より安全・安心な歯科医療の提供の確保が求められており、歯科医師臨床研修制度の見直しや各都道府県で実施されている歯科技工士国家試験の在り方や出題基準等の検討を行うことが必要である。

これらの状況を踏まえ、本検討会においては、

- ・歯学教育モデル・コア・カリキュラムや歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書等を踏まえた到達目標等の歯科医師臨床研修制度の見直し
- ・歯科技工士国家試験等の在り方や出題基準等
等の検討を行う。

2. 想定される主な検討内容

- ・歯科医師臨床研修の到達目標・歯科医師臨床研修プログラムの在り方（歯科医師として必要な基本的な資質・臨床能力の確保、医療安全、患者中心のチーム医療（多職種連携））
- ・歯科医師臨床研修の修了基準および修了認定の在り方
- ・歯科医師臨床研修の制度管理、実施機関、指導者の在り方
- ・歯科技工士国家試験の在り方や出題基準等
- ・その他、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の資質向上に関連する内容等

3. 構成

- ・座長は、検討会委員の中から互選により決定する。
- ・専門の事項について検討を行うため、必要があるときは、検討会の下にワーキンググループを置くことができる。なお、ワーキンググループの座長については、検討会の座長が指名することとする。
- ・ワーキンググループの委員は、検討会の座長の意見を踏まえて、追加することが出来る。

4. 検討会の運営等

- (1) 検討会及びワーキンググループの審議の必要に応じ、適当と認める有識者を参考人として招致することができる。
- (2) 検討会及びワーキンググループの議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 検討会及びワーキンググループの庶務は、医政局歯科保健課において総括し、及び処理する。

歯科専門職の資質向上検討会委員

氏名	所属	役職
◎ 大塚 吉兵衛	日本大学	学長
金澤 紀子	日本歯科衛生士会	会長
小森 貴	日本医師会	常任理事
末瀬 一彦	全国歯科技工士教育協議会	会長
富野 晃	日本歯科医師会	副会長
古橋 博美	日本歯科技工士会	会長
眞木 吉信	全国歯科衛生士教育協議会	会長
俣木 志朗	日本歯科医学教育学会	理事長
松村 英雄	日本歯科医学会	副会長
安井 利一	日本私立歯科大学協会	副会長
山口 育子	ささえあい医療人権センターCOML	理事長

◎: 座長